

議案第 4 9 号

平成 2 3 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

平成 2 3 年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 625,008千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 2 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		103,620 ^{千円}
	1 使用料	103,620
2 繰越金		188,387
	1 繰越金	188,387
3 雑収入		1
	1 雑収入	1
4 市債		333,000
	1 市債	333,000
歳入合計		625,008

歳出

款	項	金額
1 墓地整備事業費		585,118 ^{千円}
	1 墓地整備事業費	585,118
2 公債費		8,876
	1 公債費	8,876
3 予備費		31,014
	1 予備費	31,014
歳出合計		625,008

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
墓地整備事業	千円 333,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。